議題5. 定款の改正について(要点)(案)

- 1. 会員種別の変更
 - 1) 正会員Cの削除(旧第6条第3号) 現在の本会の実態に合わせて削除した。
 - 2) 正会員A及びBの区分の明確化(第6条第1号-第2号) 近年、保健・医療関係以外の加盟申請が続き、正会員AとBの区分に混乱が生じ ていたため、大学の機関は全てAとして、区分を明確にした。
- 2. 役員(会長)選出方法の改正(第12条第1号)会長も選任対象者として明記した。
- 3. 会議の種類を個別に記載(第24条~第44条) 現行規程の「会議」を、「総会」(第24条~第34条)と「理事会」(第35条~第4 4条)に区分して、個別に表記した。
- 4. 評議員会を会議から削除(第23条及び第24条以下を参照)会長の諮問機関のため、会議から分離して別章とした。
- 5. 総会の権能の改正 (第26条第5号及び第8号)
 - 1) 現行規程では理事会の権能である「借入金」に関する決議を総会の決議事項とした。
 - 2) 規程上は理事会の権能であったが、実際には総会に諮っていた「事業計画及び予算」にかかる事項を追加した。(理事会の権能から削除)(第55条=旧第47条)
- 6. 監事の職務の変更 (第14条第4項第5号) 監事の職務として規定していた「理事会の招集」を削除した。
- 7.「部会」を新設(第22条) 現状に合わせて新設した。
- 8. 理事会の議決 (第42条) 理事会の議事は、「出席した理事の過半数をもって決し」を、「理事総数の過半数をもって決し」に変更した。
- 9.「章」建ての改正

「章」建てを以下のとおりとした。

章	1	2	3	4	5	6	7
現行	総則	目的及び 事業	会	役員等	地区会、評 議員、名誉 顧問及び 会友	中央事 務局	会議
改正	総則	目的及び 事業	会員	役員等	地区会、部会	評議員 及び評 議員会	総会
章	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
現行	資産及 び会計	定款の変 更、解散 及び合併	公告の方 法	雑則			
改正	理事会	資産及び 会計	名誉顧問 及び会友	中央事 務局	定款の変 更、解散及 び合併	公告	雑則

10. 表記の修正と統一及び区分

複数個所に現れる表記は簡略化すると共に、記述の統一を図った。

また、規程の制定者と手順を可能な限り明記した。

(例:「○○の議を経て、・・・」「○○の議決を経て、・・・」)

注記)

第6条の改正により、正会員Bから正会員Aに移動する会員の年会費は「入会及び退会に関する細則」に従って変更となるが、その適用は平成24年度会費からとする。